

平成6年4月1日 山形県企業告示第2号

改正 平成7年3月3日 山形県企業告示第1号
平成7年5月19日 山形県企業告示第2号
平成9年5月23日 山形県企業告示第2号
平成13年7月27日 山形県企業告示第6号
平成21年3月24日 山形県企業告示第1号
平成23年4月8日 山形県企業告示第2号
令和8年6月12日 山形県企業告示第6号

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）第134条第1号に規定する建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件を次のとおり定める。

- 1 建設改良工事等（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事に限る。以下同じ。）の請負に係る競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）の参加者の要件（以下「参加要件」という。）は、次の表の左欄に掲げる建設改良工事等の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることとする。

建設改良工事の種類	工事の設計金額	等級
土木一式工事	1億円以上	A
	3,500万円以上 1億円未満	A、 B
	1,000万円以上 3,500万円未満	B、 C
	1,000万円未満	C、 D
建築一式工事	1億8,000万円以上	A
	6,000万円以上 1億8,000万円未満	A、 B
	1,000万円以上 6,000万円未満	B、 C
	1,000万円未満	C、 D
電気工事及び管工事	7,000万円以上	A
	2,000万円以上 7,000万円未満	A、 B
	2,000万円未満	B、 C

舗装工事	3,500万円以上	A
	1,000万円以上 3,500万円未満	A、 B
	1,000万円未満	B、 C

- 2 建設改良工事等に要する工法の特異性、建設改良工事等の完了の緊急性その他の事情により前項の規定によりがたい場合で特に必要があると認められるときは、同項に規定する参加要件のほか、次の表の左欄に掲げる建設改良工事等の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の設計金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることを参加要件とする。

建設改良工事の種類	工事の設計金額	等級
土木一式工事	1 億円以上	B
	3,500万円以上 1 億円未満	C
	1,000万円以上 3,500万円未満	A、 D
	1,000万円未満	B
建築一式工事	1 億8,000万円以上	B
	6,000万円以上 1 億8,000万円未満	C
	1,000万円以上 6,000万円未満	A、 D
	1,000万円未満	B
電気工事及び管工事	7,000万円以上	B
	2,000万円以上 7,000万円未満	C
	2,000万円未満	A
舗装工事	3,500万円以上	B
	1,000万円以上 3,500万円未満	C
	1,000万円未満	A

3 前2項に規定する等級の格付けは、いずれも次の各号に掲げる事項に関して審査して定めるものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

(2) 一般建設業の許可又は特定建設業の許可（建設業法によるものをいう。）の別、建設業に係る経歴、信用度及び安全度並びに事業の成績その他の企業管理者が特に必要と認める事項